

災害復旧事業の考え方

災害復旧一般

【災害対策基本法(昭和36年11月15日制定)】第88条

国がその費用の全部又は一部を負担し、又は補助する災害復旧事業について当該事業に関する主務大臣が行う災害復旧事業費の決定は、都道府県知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づき、適正かつ速やかにしなければならない。

2 前項の規定による災害復旧事業費を決定するに当たっては、当該事業に関する主務大臣は、再度災害の防止のため災害復旧事業と併せて施行することを必要とする施設の新設又は改良に関する事業が円滑に実施されるように十分な配慮をしなければならない。

災害復旧は原形復旧が原則

【公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年3月31日制定)】第2条

この法律において「災害復旧事業」とは、災害に因って必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすることを含む。以下同じ。）ことを目的とするものをいう。

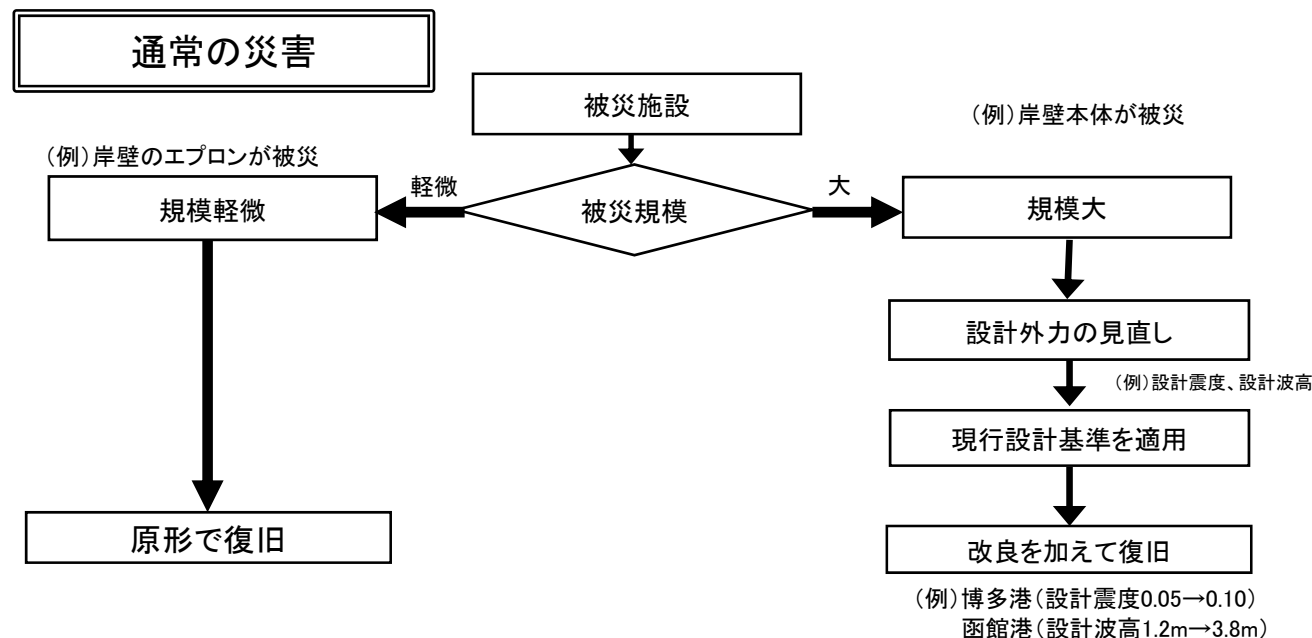
「災害」とは暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象に因り生ずる災害をいう(第2条1項)

原形復旧とは

- 被災前の位置に原施設と形状・寸法及び材質の等しい施設により復旧する(狭義の原形復旧)ことを言い、
- 港湾等においては被災前と比べては被災後における地形的条件・海象条件等が著しく変動していることが多く、また、社会的状況の変化に伴い、必要最小限度の範囲で形状・寸法及び材質等を変更して、従前の効用を持つ施設に復旧する(広義の原形復旧)場合がある。

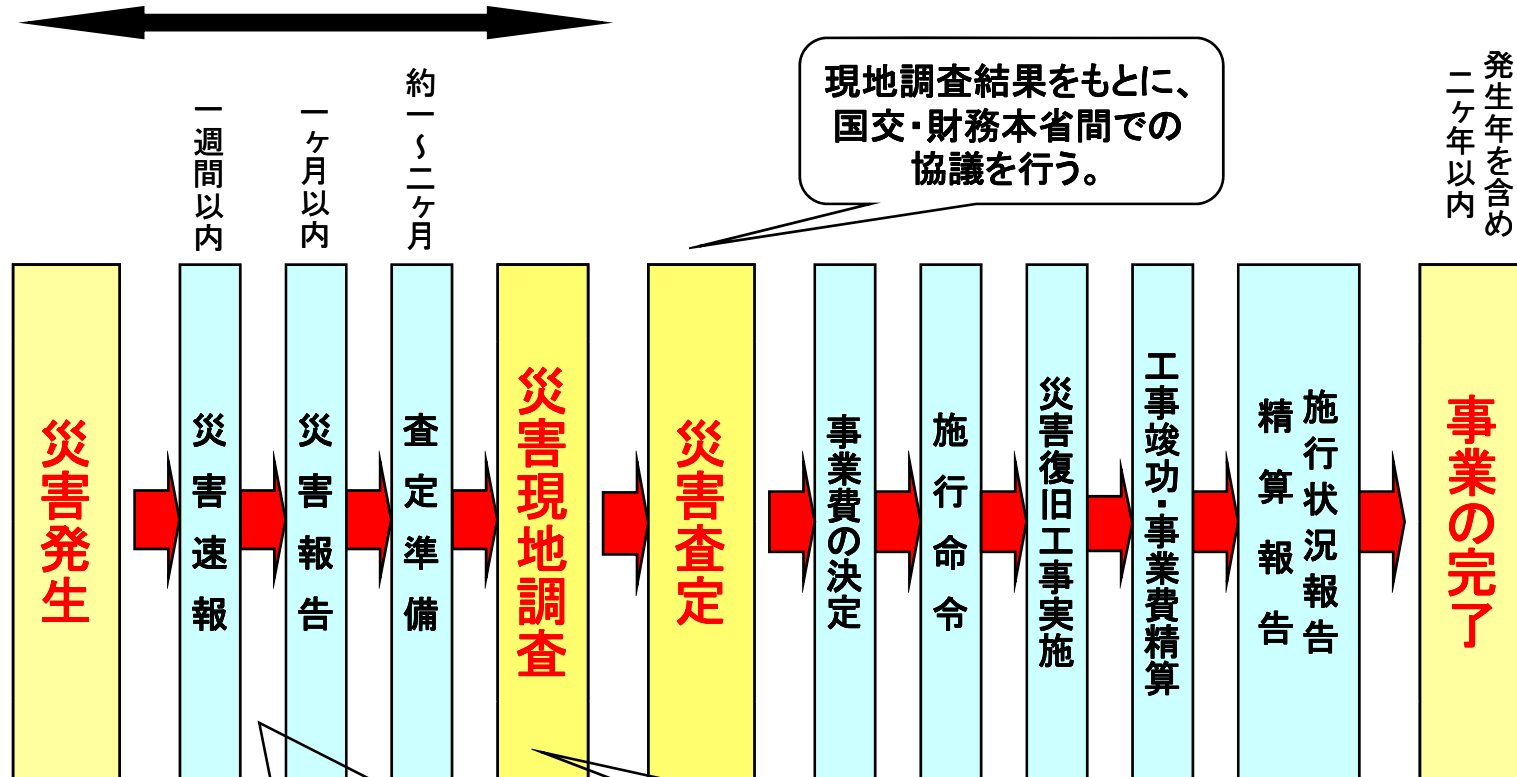
改良を加えた復旧

施設の被災規模を勘案し、軽微な場合は原形復旧を行うが、被災規模が大きい場合については、設計外力や適用設計基準の見直しを行う。



災害復旧事業実施の概略フロー(直轄災)

約2~3ヶ月(標準)



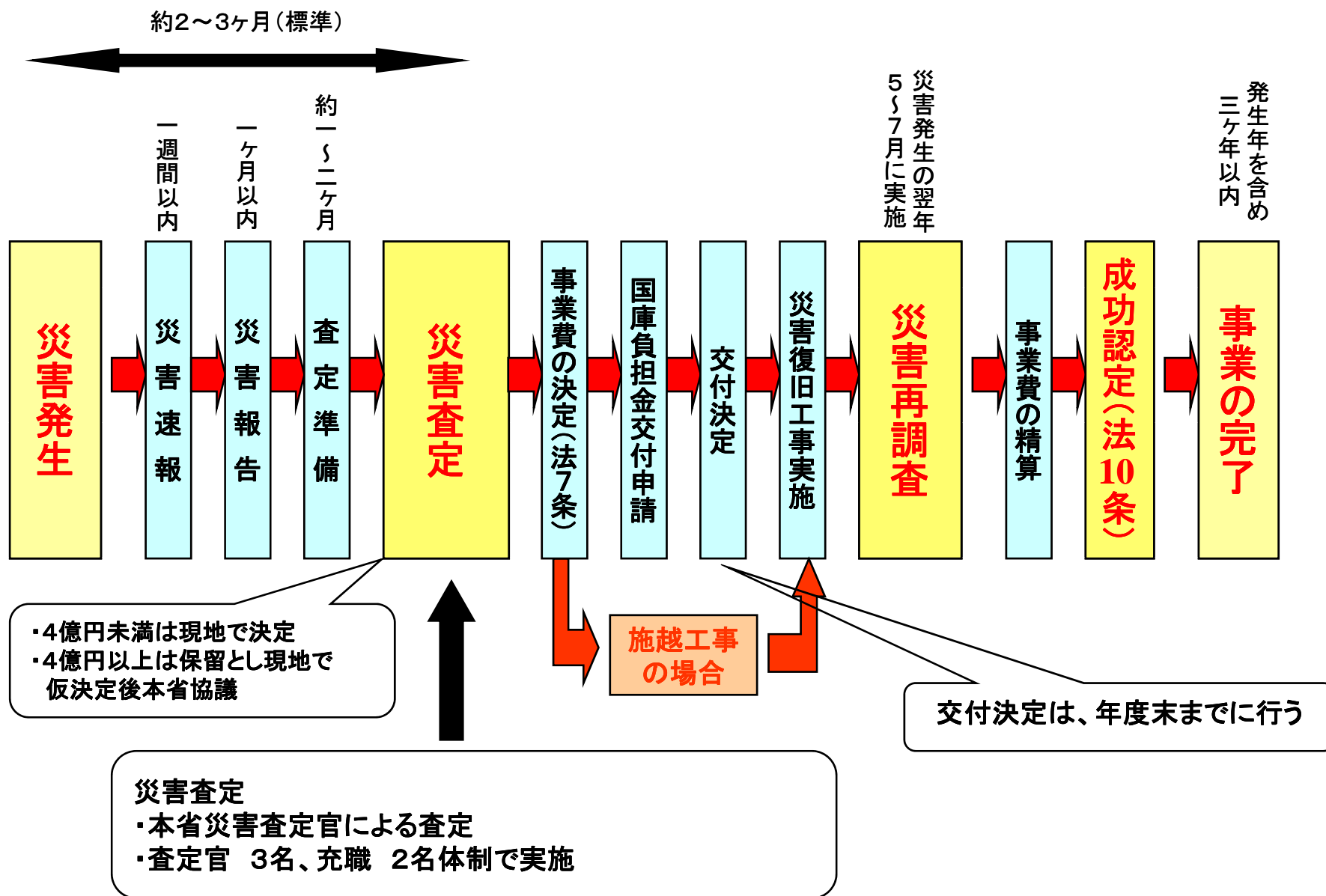
地方整備局と港湾・海岸管理者間で調整を行い、直轄災か補助災かを決定

・本省災害査定官による現地調査

- ・災害速報: 発災後1週間以内を目途に被災要因、施設名、被災延長、被災額等を速やかに報告するもの。
- ・災害報告: 発災後1ヶ月以内に被災要因、施設名、被災延長、被災額等を公文書で国土交通大臣に報告するもの。

注) 災害発生の有無に関わらず毎月2回(1日、15日)財務省に件数および被害額の報告を行っている

災害復旧事業実施の概略フロー(補助災)



注) 直轄災同様毎月2回(1日、15日)財務省に件数および被害額の報告を行っている